

令和2年度大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会 第1回協議会 議事録

会 議 名 称	令和2年度大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会 第1回協議会
開 催 日 時	令和2年7月31日（金）15：00から17：10まで
開 催 場 所	茨木市立男女共生センターローズWAM 501・502 研修室
事 務 局	茨木市健康福祉部障害福祉課
出 席 委 員	秋山委員、山本委員、暮部委員、加藤委員、大嶋氏（河原委員の代理）、遠藤委員、六條委員、伊良原委員、青木委員
欠 席 委 員	重留委員
出 席 市 町 等	豊中市、池田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町、豊能町、吹田市、大阪府
欠 席 市 町 等	能勢町
傍 聴 者	なし
議 題	<input type="checkbox"/> 更新申請7件 <input type="checkbox"/> 変更申請2件
内 容	<p><u>□前年度事務局より報告</u></p> <p>令和2年3月23日に開催予定であった第4回協議会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。第4回協議会での協議予定案件のうち、茨木市社会福祉協議会の運転手の追加申請については、「福祉有償運送の実施に係る登録基準及び福祉有償運送協議会協議要領」に基づき、持ち回り協議を行い、更新案件6件については、本日の令和2年度第1回協議会にて協議となった。</p> <p><u>□事務局より今回の案件について</u></p> <p>昨年度第4回協議会からの持ち越し案件は、更新6件。各事業者においては、有効期限終了前に近畿運輸局に更新申請書類を提出した。本日の協議会でご承認いただくことで、遡って効力が発生する。</p> <p>なお、今回の申請書類は、近畿運輸局大阪運輸支局に提出された時点のものである。</p> <p><u>□更新申請（特定非営利活動法人福祉医療利用者ネットワークゆうゆう）</u></p> <p>事業者：前回更新時から変わりなし。利用者は20名前後で、この三年間事故はなかった。</p> <p>委員：27ページの免許証写し上部の名前と生年月日が切れているので、配布するときに確認をすること。この方の適正診断結果、個別特性の「劣る」が5つ。事故する可能性が高いと予測されるので、適性診断を参考に運行管理をきちんと行うこと。</p> <p>事業者：承知した。</p> <p>委員：運転者71歳で、運行管理マニュアルには「満年齢70歳以下」と記載されている。運行管理マニュアルを変更する必要があるのではないか。</p>

事業者：変更する。

委員：運転手1名で、車両2台。使い分けているのか。

事業者：登録は2台しているが、1台しか使用していない。

□更新申請（社会福祉法人高槻市社会福祉協議会）

事業者：車いすの方の送迎で、月50件から60件ぐらい、日平均3件ぐらい活動。前回更新から運転ボランティアの方4名追加で、3名外れて、今回17名の登録申請。

委員：適性診断は、78ページの方で、個別特性の「劣る」が4つ。78ページの方は5つ、88ページの方は4つ。90ページの方は4つ。事故がないよう指導してください。

委員：福祉有償運送は、定款に記載をしていただく必要がある。記載されていないので、次回定款変更時に追加で記載してください。

□更新申請（社会福祉法人信光園）

事業者：会員は少しずつ増加し、113名。令和元年度の運送回数実績は980回。

委員：様式第2-2号「自家用有償旅客運送の更新登録の申請」の「4. 運送の区域」は、「運送の区域」に「北摂ブロック」と書いて、「備考」に「豊能町」と書く。運転者の資格要件の資料で、セダン型の場合は、福祉有償運転者講習修了証ではなく、セダン運転者講習修了証か、介護福祉士登録証を求めているが、証明をするものはあるか。

事業者：運転者は、全員介護福祉士。前回更新時は、資格免許証を提出した。

委員：大阪運輸支局への提出は、写しを添付すること。

委員：定款の目的の中に、福祉有償運送が書いていないので、次の定款の変更時には、記載すること。

事業者：提出した定款がひとつ古いもの。平成29年に登記したもので、定款はそれ以前に作成したもの。定款の変更はしている。

□更新申請及び変更申請（特定非営利活動法人 自立生活センター・FREE E）

更新申請

事業者：更新申請について、運転手は18名、利用者は身体障害者32名、要介護2名、車は、車いす5台、兼用車2台。

変更申請は、料金変更で、ハイエース大型車と小型車と料金を分けて、初乗り走行10分あたりで料金を設定した。

委員：106ページ、この方は毎年信号無視している。他にも違反されている方がとても多い。108ページ、免許停止の後、一旦不停止している。

事業者：問題視をしており、指導した。継続して指導を行う。改めて、適性診断を受講し、指導要綱に基づいて指導する。

委員：違反が多いので、次回の更新時には、こういうことがないようにお願いします。

事業者：承知した。

委員：適正診断が古いものが多い。5年に1回はしてくださいと書かれているが、10年以上されていない人がいます。

事業者：計画的に行っていこうと考えております。

会長：運転者がたくさんいらっしゃいますね。

事業者：送迎の運転者なども、全員、福祉有償運送の運転をするよう講習を受けています。

変更申請

事業者：大型車と小型車を分けて、30分で1100円を10分単位に細かくしました。1,100円で等分割をするとこのようになる。

委員：1時間なら2,760円。初乗りが300円超えてしまいます。ルール違反ではありませんが、私は気になります。

委員：そういうことも踏まえて、国土交通省は「概ね」としています。移動制約者の移動確保など、根本的な主旨があっていないのではないのでしょうか。「概ね」という解釈でよいと思います。

事業者：変更申請が初めてなので、今後の段取りを教えてください。

委員：対価を変更するときに、大阪運輸支局への提出書類はありません。協議が調いましたら、掲示や利用者への説明をしていただいた上で、変更後の料金で運行していただくこととなります。

□更新申請（社会福祉法人さつき福祉会）

事業者：前回から基本的な変更はありませんが、運転者が1名減っています。料金が30分単位でしたが、今回からは10分単位です。30分の金額を、単純に3で割った額です。

委員：運転者4名ですね。4名分の運転記録証明書は提出されていない、あと適性診断も5年に1度は受けていただきたいです。

事業者：ゴールド免許の者も、運転記録証明書の提出が必要ですか。

委員：5年も経っていれば歳も変わりますので、提出してください。

会長：お願いしたい。

事務局：協議が調ったことを証する書類の中で、協議会意見を大阪運輸支局で確認されたい旨を附してよろしいでしょうか。

委員：異議なし

□更新申請（社会福祉法人ぼぼんがぼん）

事業者：料金や運転手、利用者にはほぼ変わりはありません。待機料金算出表をつけるよう茨木市から依頼がありましたが、書き方がわかりませんでした。事務所経費は家賃水道光熱費がかかっています。待機料金算出表の記

入見本がないので、これがいいかどうかわかりません。ここまで書かないといけないのかと疑問はあります。

委員：会議の冒頭で意見しましたが、待機料金算出表の項目について事務局はどうですか。

事務局：不要な項目は書式としては削除していいと思います。

委員：根本的に協議会ができた部分が、ヘルパーありきで協議会ができたと思っている。ドライバーさん専門が増えてきているんでしょうか。

委員：そうですね。運転ボランティアさんに穴が空いたときに送迎ができないので、確保しとけないといけないものかなと思っています。高齢になってきたというのもあります。実際には運転待機中に年配の方にエンジンを切って待ってくださいとは言えません。熱中症になって責任とってくれるのかという話になることもあります。エンジンを切れるかはその判断に任せています。公害問題もありますが、なるべく協力してくださいとしかこちらからは言えないと思っています。

副会長：介護保険を使って、ヘルパーが乗るという想定ですよ。おそらく、大阪府もわからないですよ。事業ごとの福祉有償運送を一体でやるかどうか。

大阪府：大阪府では、把握しておりません。ヘルパーが実際使われているかも把握しておりません。

副会長：2006年に道路運送法と介護保険が一緒に変わっています。それまでは確かに、身体介護と一緒にヘルパーが自分の車を使って、介護報酬も請求できて1時間あたり4,000円、当時は時間算定でした。その後、通院等乗降介助で乗降前1,000円もらうようになり、数が減ったという印象があります。制度と抱き合わせで、採算が合わず、タクシー会社もどこも撤退したと思います。事業者として一体でやっているところは少ないです。

委員：ある程度は認めていかないといけないのでしょうか。あとは、算出方法が合っているかどうかです。それはわかりません。

会長：次回にまた協議してもいいと思います。

委員：道路通行料は外してください。

会長：今日の申請内容とは、別の議論。今日は申請があつて、この待機料金がどうかということです。

委員：待機料金というのは、病院等に送って行き、診察の間待っている間に取られる料金ということでよろしいでしょうか。

事業者：買い物ときもありますし、いろいろです。

委員：運送というのは待っている間も続いていると思いますので、運賃が10分かけて病院へ行って、20分間診察を待っていると、この待っている間は、運賃と待機料金600円というのが両方とられるというわけではないのですか。

委員：元々、待機料金は、A地点からB地点まで行って、B地点で診察を待っている。その10分ごとの料金を300円で設定したいという話です。

委員：距離制を選択している事業者もあります。

委員：時間制には待機料金は必要ないのではないのでしょうか。

委員：病院まで行って帰ってくる間、ずっと運賃を収受しているということですよ。

委員：車1台、AさんをA地点からB地点まで送った、その間の時間に違う人を運送した。そういうやり方もできるのではないのでしょうか。

副会長：大阪運輸支局に報告する日報は、そういう書き方ができないのではないのでしょうか。輸送実績など。

委員：走った距離を報告いただきます。

副会長：時間と距離ですよ、記録は。

委員：はい。走った距離で報告いただきます。

副会長：結果、同じですよ。

委員：はい。輸送実績報告書であれば、1年度分報告をいただきます。

副会長：そこに齟齬が出ないのであれば結構です。

委員：そこに齟齬は出ません。

副会長：今回は、運賃が待機料金と同じ金額ですので。

事業者：待機する必要はあります。利用者さんによっては、何時に終わるか分からないのに、一旦帰って、また迎えに行くことがしんどい運転者もおります。

副会長：補足ですが、タクシー事業者とは比較にならないぐらい、福祉有償運送の事業者の規模は小さいです。事業者側の希望ではなく、利用者側が待っておいてくれという希望も多いです。

委員：今回でいうと10分300円なので。

副会長：距離と時間が合わないような気がします。そこだけです。

委員：待機は、利用者が乗っていない時間なので、分けておいた方がわかりやすいのではないのでしょうか。走行中と待機中で。やりやすいとは思いますが。

事業者：このままで、よろしいのでしょうか。

会長：その他、ご意見がないようでしたら協議が調ったということで、近畿運輸局大阪運輸支局に申請いただきたいと思っております。

□更新申請及び変更申請（社会福祉法人 茨木市社会福祉協議会）

事業者：（申請概要の説明）前回から大きな変更はありません。運転者が合計17名になっております。利用者は、8名増えております。運転者が1名追加になっております。

会長：ただ今の説明及び内容について、委員の皆様からご意見、ご質問はございますか。

委員：適性検査が平成17年18年と、とても古いですが、提出していただけますか。受けられていますか。

事業者：今までできていなかったもので、ルールに従って対応します。

委員：この件に関しては、あとは提出していただければ問題ないと思います。108 ページの方が適正診断結果の成績が若干良くないので、安全運転に努めるよう指導をお願いします。

事業者：承知しました。

委員：この申請内容についての協議ではありませんが、事務局を担当されている行政のみなさんにも共有したいことがあります。「審議」や「審査」という用語が出ていましたが、そもそも運営協議会は、国が書いたのは、その運行について適正な団体であるかを協議するということなので、協議会でこの人はどうかとか評価、そこに熱心になって本来の目的を忘れてしまう可能性もあるかと思うので、「協議が調った」という言い方を国がしている、そういうことも知っておいていただけたらと思います。

会長：その他、ご意見がないようでしたら協議が調ったということで、近畿運輸局大阪運輸支局に申請いただきたいと思います。

□閉会

会長：それでは本日の審議は全て終了となります。委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、事務局から、連絡事項等をお願いします。

事務局：事務局から連絡をさせていただきます。次回の運営協議会の日程でございますが、10月を予定しております。

それでは、これにて、令和2年度第1回大阪府北摂ブロック福祉有償運送運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。